

## 嘉麻市交通体系庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 嘉麻市が運行するバスの交通体系（以下「交通体系」という。）に関し、庁内各課等の円滑な連絡調整及び総合的検討を行い、嘉麻市のまちづくり又は財政効率、さらには住民の福祉の向上の増進が期待される交通体系の整備の促進を図るため、嘉麻市交通体系庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項に関し、総合的な方向性及び事業スケジュールを検討する。

- (1) 市バスの今後の運行路線等に関すること。
- (2) スクールバスの有効活用に関すること。
- (3) その他交通体系に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、副市長、福祉事務所長、総務課長、総務課長補佐、総合政策課長、総合政策課長補佐、財政課長、財政課長補佐、社会福祉課長、社会福祉課長補佐、産業振興課長、産業振興課長補佐、学校教育課長、学校教育課長補佐、高齢者介護課長、高齢者介護課長補佐及び市長が必要と認める者をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門家の出席)

第5条 委員長が交通体系の検討に関し専門的な事項に係る意見が必要と認めるときは、検討委員会に専門家を出席させることができる。

(担当者会議)

第6条 複数の部局間に関係する事項の協議調整又は詳細内容の調査検討を行うため、検討委員会に担当者会議を設置することができる。

2 担当者会議は、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成27年2月9日 嘉麻市長決裁)

この要綱は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月1日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月8日)

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、改正後の嘉麻市交通体系庁

内検討委員会設置要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。